

Ⅱ 入居から出発まで

1. 入居の可否を判断するのは？

「カリヨン担当弁護士」が入居の判断を行ないます

「子どもの家」への入居が適当かどうかの判断を行なうのは、「カリヨン担当弁護士」と呼ばれる弁護士である。

これは、「子どもの家」の運営主体の長であるカリヨン子どもセンターの理事長が子どもの入居の可否を常時判断することは困難であるほか、「子どもの家」は民間では全国で初めての取り組みであって、現状では一時保護委託の場合を除いては児童福祉法上の根拠がないため、保護者などからの批判に備えて、子どもの意思確認を慎重に行なったことを明確にする趣旨で、2人の弁護士が入居の可否を判断するのが適当であると考えられたためである。

「カリヨン担当弁護士」は、当会の子どもの人権と少年法に関する特別委員会の推薦により、カリヨン子どもセンターから委嘱を受けた筆者を含む20名程度の弁護士が週に2名ずつの当番を組んで担当している（無報酬）。

2. 入居するには？

「子ども担当弁護士」が付き添うことが前提です

前述のとおり、入居の判断をするのはカリヨン担当弁護士であり、「子どもの家」に入居を希望する子どもは、カリヨン担当弁護士に面接を求めることになる。

ただし、「子どもの家」への入居には、弁護士が付き添うことが前提となっており、カリヨン担当弁護士への連絡は、原則として、弁護士のみが行なえることになっている。「子どもの家」の性質上、入居する子どもたちは、環境調整や親子関係の調整などで弁護士の支援を必要としている。そこで、子どもに寄り添って子どものために行動する弁護士がいることが前提となる。これを「子ども担当弁護士」と呼んでいる。

カリヨン担当弁護士は、「子どもの家」からの委嘱に基づいて入居の可否を判断するのに対し、子ども担当弁護士は、子どもからの依頼に基づいて子どものために行動するところが異なる。

子ども担当弁護士は、子どもの代理人・付添人として、環境調整や親子関係調整などに取り組むことになる。なお、子どもには資力がないことがほとんどであるから、法律扶助協会の緊急援助システムを利用することになる。

なお、カリヨン担当弁護士への連絡は弁護士のみが行なえるのが原則となっているため、カリヨン担当弁護士への連絡先電話番号は一般には公開していない。

3. 「子ども担当弁護士」につながるには？

「子どもの人権110番」を利用します

前述のとおり、カリヨン担当弁護士への連絡は弁護士が行なうことになっているが、子どもや関係者に弁護士の知り合いがいない場合にはどうすればよいか。また、相談を受けた弁護士がカリヨン担当弁護士に連絡をしたい場合にはどうすればよいか。

この場合には、当会の子どもの人権110番（TEL.03-3503-0110）に電話をして相談していただくことになっている。子どもの人権110番は「子どもの家」の窓口ではないが、カリヨン子どもセンターとの協定に基づいて、「子どもの家」への入居が必要とされる子どもに関する相談を受けた弁護士がカリヨン担当弁護士に連



子どもの人権110番

いじめられて 虐待された
家には帰れない...
悪いことをしちゃったけど...
何でもいから話してみない?

03-3503-0110

平日 pm 1:30 ~ pm 4:30
pm 5:00 ~ pm 8:00
土曜 日祝休み

東京弁護士会・子どもの人権救済センター

絡をするという取扱いになっている。

原則として、子どもから相談を受けた弁護士に子ども担当弁護士になっていただくことになるが、受任が難しい場合には、当会の子どもの人権救済センターで別途整備しているサポート名簿に基づいて、子ども担当弁護士を募ることになる。この名簿には他会の弁護士にも登録していただいている。

4. 東京都下の児童相談所を経由する場合

なお、以上の例外として、東京都下の児童相談所は、カリヨン子どもセンターとの協定に基づき、カリヨン担当弁護士の連絡先電話番号に直接電話して入居の申込みができることになっている。ただし、この場合にも、各児童相談所から非常勤の嘱託を受けている弁護士が連絡をすることになっている（この場合には、非常勤弁護士は子ども担当弁護士にはならず、別途、子ども担当弁護士を募ることになる）。

5. 入居した子どもの地位

「子どもの家」への入居の必要性は、「緊急に心身の安全を守る必要があり、帰る（身を寄せる）場所がないか」という基準から判断される。

18歳未満の子どもについて児童相談所の一時保護がなされるべき事案については、第一次的には一時保護所の利用を検討するが、一時保護が難しい事情がある場合には、とりあえずは「子どもの家」への入居を進めることになる。

その上で、保護者との関係などから児童相談所の関与が必要な場合には、協定に基づき、児童相談所に虐待通告を行ない、児童相談所の一時保護の可否の判断を経て、カリヨン子どもセンターが児童相談所から一時保護委託を受けるという形式を整えることもある。

6. 入居した子どもの生活

入居した子どもは、最初の数日は、三度の食事と睡眠を取りながら、心と体をゆっくりと休めることとなる。

中には着の身着のまま飛び出してくる子どもたちもいるため、下着の替え等も用意されている。

そして、子ども担当弁護士や「子どもの家」のスタッフなどと相談しながら、今後の行き場所や生活を考えることとなる。

「子どもの家」での生活は、シェルターとしての性質上、携帯電話を使用してはいけないとか、所持している現金は預けるなどの最低限のルールはあるが、基本的には子どもの意思を尊重した通常の家庭の生活と何ら変わらない生活である。

その他、子どもの安全が守られる条件があれば、シェルターからの通学や就労が可能であることも一時保護所との大きな違いである。

7. 出発に向けて

入居した子どもたちは、それぞれの問題を乗り越えていくために、子ども担当弁護士やスタッフと相談して、今後のことを決めていく。ある子どもは、親との関係の修復に取り組み、ある子どもは職探し、家探し、ある子どもは心理療法を受ける、など、子どもたちそれぞれに課題に取り組むことになる。

そして、2週間から1か月程度のうちに次の行き場所を決めて、「子どもの家」を出発していくことになる。

次の行き場所としては、親子関係を修復して家庭復帰、カリヨン子どもセンターが運営する自立援助ホーム「カリヨンとびらの家」（男子）、「カリヨンタやけ荘」（女子、2006年3月1日開設予定）への入居、その他の自立援助ホーム、他のシェルター（女性シェルターなど）、児童養護施設への入居、生活保護を受給しての自立、住み込み就職、友人など支援者宅へ引っ越し、などが考えられる。

子ども担当弁護士には、次の生活へのステップを子どもに寄り添いながら援助していくことが期待されている。子ども担当弁護士はこれらの課題を1人で抱え込んで悩むのではなく、子ども本人や「子どもの家」のスタッフ、児童相談所などと相談しながら取り組んでいくことになる。

（子どもの人権と少年法に関する特別委員会
副委員長 澤田 稔）